

掲示板

まちづくり課 ☎ 932-1151 (内線 344 番)

製造事業所のみなさんへ 工業統計調査にご協力ください

経済産業省では、工業統計調査を平成 21 年 12 月 31 日現在で実施します。

この工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象に、その活動実態を明らかにすることを目的に調査が行われます。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されます。その他、企業や大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されています。

みなさんから提出していただく調査票は、統計法に基づき、調査内容の秘密は厳守されますので正確なご記入をお願いいたします。

●問合せ先 経済産業省 工業統計調査コールセンター
☎ 0570-032100

受付時間 9:00～19:00 (土・日、祝日、年末年始を除く。)

経済産業省 <http://www.meti.go.jp/statistics/>
経済産業省・福岡県・須恵町

健康福祉課 ☎ 932-1151 (内線 123 番)

須恵町食の自立支援(配食サービス) 事業者を募集します

高齢者向けのお弁当を手渡しで配達して、安否確認を行う配食サービス事業者を、須恵町・志免町・宇美町の 3 町合同で募集します。

●受付期間 12 月 15 日(火)～平成 22 年 1 月 15 日(金)

・午前 9:00～12:00
・午後 13:00～16:00

●契約期間 平成 22 年 4 月 1 日～同 23 年 3 月 31 日

●申請方法 指定様式(宇美町役場で配布)を 3 部提出

●申請・問合せ先 宇美町健康福祉課
☎ 934-2243

子ども教育課 ☎ 932-1151 (内線 245 番)

小・中学校の 指定校変更申請について

町内の小・中学校に就学する学校の区域は、住民登録をしている住所(行政区)で決められています。しかし、特別な理由などで学校の変更を希望する場合は、申請により学校を変更することができます。

今回、この申請書の受け付けを次のとおり行います。変更を希望する人は、必ず期間内に申請を行ってください(特に、来年 4 月に新小学 1 年生・新中学 1 年生になる人は、新入学などの準備もありますので期間厳守で申請してください)。なお、申請されても変更が認められない場合もあります。

この申請結果は、来年 2 月末までにご自宅に郵送で通知します。

●受付期間 平成 22 年 1 月 14 日(木)～20 日(水)(印鑑をご持参ください)

●受付時間 8:30～17:15 (土・日曜、祝日を除く、20 日(水)は 20:00 まで受け付け)

●受け付け・問合せ先 子ども教育課

この他、来年 4 月に新小学 1 年生・新中学 1 年生を迎える保護者あてに入学通知書を送付します。1 月末になっても手元に届かない場合はご連絡ください。

社会教育課 ☎ 934-0030

成人式のご案内

来年の「成人の日」は、1 月 11 日(月)となっていますが、本町の成人式は 1 月 10 日(日)午前 10 時からアザレアホール須恵で行います。

対象者の人は、平成元年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた人です。総数は 277 人で、男性 148 人、女性 129 人です(平成 21 年 11 月 1 日現在)。

なお、現在町外などにお住まいで、成人式をふるさとの須恵町で迎えたい人も出席できます。この場合、案内状を別途送付しますのでご連絡ください。

総務課 ☎ 932-1151 (内線 317 番)

須恵町消防団出初式が行われます

新春恒例の、須恵町消防団出初式が、次のとおり行われます。

●日時 1 月 10 日(日) 11:00～

●場所 健康広場(雨天の場合はあおば会館で行います。)

税務課 ☎ 932-1151 (内線 131・132 番)

窓口来庁者の確認と 委任状の添付をお願いしています

役場窓口来庁者の確認を厳格にするために、住民課や税務課では諸証明の請求の際に、本人確認のための書類(運転免許証など)の提示をお願いしています。また、自分以外の証明書を請求する場合は、委任状の添付もお願いしています。

みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

住民課 ☎ 932-1151 (内線 117 番)

老齢基礎年金の受給のご案内

●問合せ先

東福岡社会保険事務所 ☎ 651-7129 (国民年金課)
☎ 651-7835 (年金給付課)

年金を受給するためには

国民年金の加入期間は 20 歳から 60 歳までの 40 年間で、

40 年間保険料を全額納めた人は、65 歳から満額の老齢基礎年金を受給することができます。しかし、保険料の未納期間がある場合は、期間に応じて減額された年金額になります。また、受給資格期間の要件を満たしていないと、受給することができません。

受給資格期間の要件

$a + b + c + d = 25$ 年以上あること ⇒ 受給権が発生

(これを満たすだけでは、満額の年金額にはなりません)



合算対象期間(カラ期間)とは?

おもに昭和 36 年 4 月以降の 20 歳以上 60 歳未満の次の期間

① 厚生年金や共済年金に加入している人の配偶者で、任意加入しなかった期間(昭和 61 年 3 月未まで) ② 20 歳以上の学生で任意加入しなかった期間(平成 3 年 3 月まで)

③ 厚生年金の脱退手当金を受けた期間 ④ 日本国籍のある人が海外に居住していた期間…など

※免除などを受けた期間とは

全額免除・一部免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間をいいます。学生納付特例、若年者納付猶予は、保険料を追納しなければ、年金額に反映されません。一部免除の場合、定められた納付額を納めなければ未納と同じ扱いとなります。

総務課 ☎ 932-1151 (内線 321 番)

夜間役場のご案内

毎月第 3 水曜日は夜間役場開設日です。この日は、20:00 まで住民課・税務課・健康福祉課・子ども教育課・総務課で窓口業務を行なっています。

12 月の夜間役場開設日は次のとおりです。

● 12 月 16 日(水) 17:15～20:00

国民健康保険税・7 期分

12 月の納税

町の人口

平成 21 年 11 月 1 日現在
() = 前月比

● 男性 12,660 人(+10)
● 女性 13,288 人(+3)
● 合計 25,948 人(+13)
● 世帯数 9,714 戸(+20)